

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月6日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役 会長兼ESGオフィサー 竹内 康雄
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地
【電話番号】	042-642-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	I R部門バイスプレジデント 櫻井 隆明
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市石川町2951番地
【電話番号】	042-642-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	I R部門バイスプレジデント 櫻井 隆明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,679,848,365円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2025年6月6日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2025年5月14日に提出した有価証券届出書について、当該臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第156期（2024年3月期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第157期（2025年3月期）中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- ① 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月27日に関東財務局長に提出
- ② 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出
- ③ 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年5月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第156期（2024年3月期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第157期（2025年3月期）中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- ① 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月27日に関東財務局長に提出
- ② 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出
- ③ 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出
- ④ 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月6日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年5月14日）までの間において、変更すべき事項が生じています。以下の内容は、当該変更を反映して「事業等のリスク」を一括して記載しています。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（2025年5月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項ありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）までの間において、変更すべき事項が生じています。以下の内容は、当該変更を反映して「事業等のリスク」を一括して記載しています。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記に記載された事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年6月6日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項ありません。